



優良住宅部品認定基準 及び付加認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

改修用玄関ドア Front Doors for renewal

BLS FDR:2019②

2019年7月19日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビング**

目 次

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準 改修用玄関ドア

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 種別
4. 部品の構成
5. 材料
6. 施工の範囲
7. 寸法

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 改修用玄関ドアのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 有資格者による施工
 - 2.3.2 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.3 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ. 付加認定基準

- 1 高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加認定基準
- 2 防犯性の向上に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加認定基準

Ⅳ. 附則

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

改修用玄関ドア

I. 総則

1. 適用範囲

共同住宅の既存鋼製玄関ドアの改修に使用する玄関ドア及び玄関扉で、社会の資産として住宅のストックの有効な形成・活用に寄与する特長、並びに環境の保全に寄与する特長を有するものに適用する。

2. 用語の定義

- a) 玄関ドア及び玄関扉（建物変形対応）：所定の建物変形時にも開放が可能なドアをいう。
- b) 玄関ドアの改修工法
 - 1) 引抜き工法
既存の玄関ドア枠を躯体から撤去し、ホールインアンカーや補助材等を用いて玄関ドアを躯体に固定する工法をいう。
 - 2) カバー工法
既存鋼製玄関ドアの扉の部分だけを撤去し、既存枠にねじで補助材等を用いて玄関ドアを固定する工法をいう。
 - 3) 持出し工法
既存鋼製玄関ドアの扉の部分だけを撤去し、既存枠にねじで補助材等を用いて玄関ドアを固定する工法で、玄関ドア枠を外部に持出して取り付ける工法をいう。
- c) 扉交換工法（既存枠が気密枠の場合）
既存扉を撤去し、吊元側に補助材等を用いて丁番類を固定して扉のみを交換する工法をいう。
- d) 扉交換工法（既存枠が非気密枠（以後一般枠という）の場合）
既存扉を撤去し、枠又は扉に気密材取付け部材若しくはネジ等で気密材を取付け、吊元側に補助材等を用いて丁番類を固定して扉のみを交換する工法をいう。
- e) 既存扉：既存玄関ドアの戸の部分及び付属部品をいう。
- f) 交換扉：玄関扉の改修に使用する、戸及び付属部品をいう。
- g) 付属部品の名称
 - 1) くつずり：出入口の下枠をいう。
 - 2) 額縁：枠回りに取付けられる化粧見切り材をいう。
 - 3) 気密材：可動部や枠材に装着する気密を保つための定形シーリング材をいう。
 - 4) 押し縁：表面材等のパネル押さえに用いる部材をいう。
 - 5) 無目材：欄間付き玄関ドアを仕切る横材をいう。
 - 6) ドアアイ：目隠しの戸に取付け、訪問者をレンズにより内部から確認する防犯用の構成部品をいう。
 - 7) 補助錠：防犯上の補助的な役割を果たすため、主錠と併せて玄関ドアに使用する錠で、デッドボルト類のみを備えた本締錠をキーとサムターンで施解錠するものをいう。
 - 8) 用心鎖類：防犯上の補助的な役割を果たすため、玄関ドアに用いる鎖付きの金物などをいう。
 - 9) ドアガード：鎖の代わりに棒状、ループ状又は板状の部品を用いて開扉を制限するドア用金物をいう。

- 10) 方立材：袖付き玄関ドア等の中間にある柱をいう。
- 11) 定規縁：戸の召し合わせの隙間を覆うために設けた幅の狭い板をいう。
- 12) 上げ落とし類：両開きや親子開きの戸において、後開き戸が平素は開かないように固定する金具をいう。
- h) 自動閉鎖機能：戸を自動的に閉鎖させる機能をいう。
- i) 単純段差：段差の一方が単純に下がっている段差をいう。
- j) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- k) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 種別

a) 種別

改修用玄関ドアには表-1 のとおり種別を設ける。

表-1 種別

種別
玄関ドア
玄関扉

b) 種別の定義

- 1) 玄関ドア：既存鋼製玄関ドアの改修に使用する、開き形式の玄関ドア用枠及び扉をいう。
- 2) 玄関扉：既存鋼製玄関ドア枠を利用して改修に使用する、開き形式の玄関ドア用扉をいう。

4. 部品の構成

a) 標準的な構成部品は表-2 による。

表-2 構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考	
枠材	上枠、堅枠	●	
	くつずり（下枠）	●	
	方立材	△	
	無目材	△	
扉材	表面材、フラッシュ板	●	
	框材	●	
	エッジ材	●	
	充填材及び芯材	●	
	押し縁	△	
	額縁	△	
付属部品	ドアガード・用心鎖類	●	いずれか一種類を使用すること。
	ドアアイ	●	
	丁番類（ヒンジ）	●	
	新聞受	△	新聞差入れ口及び新聞受箱を組合せたもの。
	上げ落とし類	△	親子開き戸
	定規縁	△	
	気密材	●	
	ガラス	△	
	補強添板類	●	
	主錠	●	優良住宅部品として認定された玄関ドア用錠前を使用すること。
	補助錠	△	
ドア・クローザ	●	優良住宅部品として認定されたドア・クローザを使用すること。	

注) 構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

5. 材料

a) 必須構成部品、セットフリー部品及び選択構成部品に使用する材料は、該当する JIS 等の規格名称を明確にしたもの、又は、それらと同等の仕様・性能を有していることを証明したものを対象とする。

6. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) 枠アンカーの既存枠への固定及び枠アンカーとドア枠の固定
- b) 枠アンカーの躯体への固定及び枠アンカーとドア枠の固定 (引抜き工法の場合)
- c) 戸のつり込み、調整及び固定
- d) 選択構成部品の取付け
- e) 既存玄関ドアの調査・診断及び必要な場合の既存枠の微調整
- f) 引抜き工法の場合は、既存玄関ドア及び付属部品の撤去・処分
- g) 引抜き工法以外の場合は、既存扉及び付属部品の撤去・処分

7. 寸法

a) ドアの寸法公差及びモジュール呼び寸法

戸の製品 (完成品) に対する寸法公差及びモジュール呼び寸法は、JIS A 4702:2015 「ドアセット」によるものを対象とする。

b) 付属部品の互換性

玄関ドア及び玄関扉は、付属部品等の互換性に配慮されているものを対象とする。

c) 狭まり寸法

玄関ドア及び玄関扉取付け後の開口寸法は、既存開口寸法から所定の最大狭まり寸法以下とする。

d) 引抜き工法において、特に要求のある場合、はつり工事を行うことで、開口寸法の現状維持等が可能であるものを対象とする。

e) 玄関扉は、既存枠に対応した寸法とし、交換扉の製作寸法の範囲を明確にしたものを対象とする。

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) ドアの気密

ドアの気密性は、JIS A 4702 : 2015 「ドアセット」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

b) ドアの水密

ドアの水密性は、JIS A 4702 : 2015「ドアセット」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

c) 開閉操作時の発生音

ドアは、開閉操作時に不快音を発しないこと。

d) ドアの操作性

ドアは、次の操作性を満たしていること。

1) ハンドル、ドアガード又は用心鎖類の操作部は使いやすいこと。プッシュプルハンドル（グリップハンドルを含む）にあっては力をかけやすい形状であること。

2) 親子開き戸にあっては、後開き扉が固定できること。

3) 戸は通常力で開閉できること。

4) ドア・クローザ

① ドア・クローザは、開閉速度の調整が行えること。

② ドア・クローザの性能は別に定める「優良住宅部品認定基準（ドア・クローザ）」によること。

5) 取っ手の形状

操作が容易な取っ手の形状であること。

6) 錠前

錠前は、内外両側から施解錠が容易に行える機構であり、錠前の施解錠状態が室内側から確認できること。

7) 新聞受

① 新聞受けは新聞を保持又は収納できる構造であること。

② 差し入れ口カバーは、常時閉鎖状態になる構造であること。また、カバーの開き角度及び差し入れ口の開き寸法は適切であること。

③ 取り出し口カバーは、差し入れ口側から手で開けられない構造であること。

e) ドアの断熱

ドアの断熱性は、所定の断熱性（熱貫流率）を有し、その断熱性を明確にすること。

f) ドアの結露対策

ドアは、結露水に対して対策を講じていること。

g) ドアの遮音

ドアの遮音性は、所定の遮音性（音響透過損失）を有し、その遮音性を明確にすること。

h) 既存枠のゆがみへの対応

玄関扉で既存枠のゆがみに対応できる場合は、対応可能なゆがみの形状、寸法を明確にすること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) ドアの耐風圧

ドアの耐風圧性は、JIS A 4702 : 2015「ドアセット」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

b) 戸のねじり強さ

戸のねじり強さは、所定の載荷荷重において開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。

c) 戸の吊り下げ強さ

戸の吊り下げ強さは、所定の載荷荷重において残留変位が小さく、開閉に異常がなく、かつ、使用上支障がないこと。

d) 戸の耐衝撃

戸の耐衝撃性は、鉛直方向の所定の衝撃で有害な変形が生じず、開閉に支障がないこと。

e) ドアガード又は用心鎖類の強度

ドアガード又は用心鎖類の強度は、所定の載荷荷重で破壊しないこと。

f) ドアの変形追随性

玄関ドア（建物変形対応）及び玄関扉（建物変形対応）とする場合は、面内変形及び局部変形に追随し、開閉又は開放できること。

g) 玄関ドア（建物変形対応）及び玄関扉（建物変形対応）とする場合の付属部品

- 1) 使用する定規縁類は、変形追随に適した仕様のものであること。
- 2) 使用するストライク板等は、変形追随に適した仕様のものであること。

h) 接合耐力ねじの取付け方法

接合耐力ねじは、適切な材料、寸法のものを使用すること。また、接合耐力ねじの取付け間隔及び取付け位置が適切であること。

i) 引張り抵抗形式のねじ受け材

引張り抵抗形式のねじ受け材は、所定の板厚以上であること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形状及び加工状態の安全

見えがかり箇所は、鋭角部、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。

b) 防犯上の安全

- 1) 主錠は優良住宅部品認定基準「玄関ドア用錠前」で認定された錠前であること。
- 2) ドアアイは、外部からはずされない構造であること。
- 3) 投入口は、屋内が見通されず、錠前やドアガード類がはずされない構造であること。

c) ドアの安全

- 1) ガラスを使用する場合は、ガラスが破壊した際に破片が飛散しないように防止策が採られていること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

a) ドアの防火性

玄関ドア及び玄関扉は、建築基準法に基づく特定防火設備であること。

1.3 耐久性の確保

- a) 鋼製戸及び枠の下地防錆塗装の塗膜厚さ
鋼製戸及び枠で下地防錆塗装を施すものにあつては、下地防錆塗装の塗膜厚さが適切であること。
- b) 鋼製戸及び枠の下地防錆塗装の塗膜付着性
鋼製戸及び枠で下地防錆塗装を施すものにあつては、下地防錆塗装の塗膜付着性を有すること。
- c) 鋼製戸及び枠の下地防錆塗装の塗膜腐食性
鋼製戸及び枠で下地防錆塗装を施すものにあつては、下地防錆塗装の塗膜腐食性を有すること。
- d) 鋼製戸の仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等の耐食性
仕上塗装又は化粧鋼板等の鋼製戸及び枠にあつては、仕上げが耐食性を有すること。
- e) 鋼製戸の仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等の耐塩水性
仕上塗装又は化粧鋼板等の鋼製戸にあつては、仕上げが耐塩水性を有すること。
- f) 戸の開閉耐久性
戸は、開閉繰返し試験後に異常なく開閉し、使用上支障がないこと。
- g) 気密用ガスケットの耐候性
気密用ガスケットは、耐候性を有すること。
- h) プラスチック製成型品の耐薬品性
プラスチック製成形品は、耐薬品性を有すること。
- i) 部材の耐久性
部材の耐久性を損なうことがないように措置されていること。
- j) 異種金属間腐食に対する配慮
材料選択に当たっては、異種金属が接触し腐食を起こさないよう設計されていること、又は、防錆処理をしたものを使用すること。
- k) カバー工法及び持ち出し工法の場合、既存の玄関ドア枠と取付けた玄関ドア枠の間に躯体のひび割れ等により雨水等が入った場合、排水できること。
- l) 新聞受の耐久性
新聞受の差し入れ口カバー及び取り出し口カバーは、繰返し使用において異常がなく使用上支障がないこと。

1.4 環境に対する配慮

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 改修用玄関ドアのライフサイクルの各段階における環境配慮

次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、それぞれ次に定める年数以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- | | |
|---------------------|----|
| 1) 手動での開閉機能に係る瑕疵 | 5年 |
| 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 | 2年 |

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 有資格者による施工

施工は有資格者により行われること。

2.3.2 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.3 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

玄関ドア及び玄関扉に関する基本的な事項についての情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

玄関ドア及び玄関扉の使用について、一定の事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

玄関ドア及び玄関扉の専門的な維持管理の実施に要する情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者に適切に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の事項を記載した施工説明書が施工者に適切に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書が施工者に提供されること。

Ⅲ. 付加認定基準

1 高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有する改修用玄関ドアについての付加認定基準

改修用玄関ドアで、高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

- a) Ⅱ. 要求事項 1. 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保 d) ドアの操作性については、戸が円滑に開放できること。
- b) Ⅱ. 要求事項 1. 住宅部品の性能等に係る要求事項 1.2 安全性の確保 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保 c) ドアの安全について、次を具備すること。
 - 1) 段差
安全性及び介助行為を容易にする等、高齢者等に配慮した段差であること。
 - 2) 有効幅員
有効幅員は、車椅子が安全に通過できる寸法であること。
 - 3) 自動閉鎖機能
ドア・クローザは、車椅子が安全に通過できるよう閉扉時間の調整が行えるものであること。

2 防犯性の向上に寄与する特長を有する改修用玄関ドアについての付加認定基準

改修用玄関ドアで、防犯性の向上に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

- a) ドア本体
「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定めるすべての侵入手口に対し侵入を5分間以上防ぐ防犯性能を有すると認められていること。
- b) 錠前
主錠は優良住宅部品認定基準「玄関ドア用錠前」で認定された、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定めるすべての侵入手口に対し、侵入を5分間以上防ぐ防犯性能を有すると認められているものを使用すること。

IV. 附則

1. この認定基準（改修用玄関ドア BLS FDR:2019②）は、2019年7月19日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（改修用玄関ドア BLS FDR:2019）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準 (改修用玄関ドア)

解 説

この解説は、優良住宅部品認定基準及び付加認定基準（改修用玄関ドア）において、改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 引用するJIS規格年度の更新

II 基準改正の履歴

【2019年4月1日公表・施行】

1. 引用する JIS 規格年度の更新
2. 用語定義の追加
3. 部品の構成の修正

【2018年12月7日公表・施行】

1. 引用する JIS 規格年度の更新

【2018年7月13日公表・施行】

1. 廃止 JIS 規格（JIS K5400）等を現行 JIS 規格（JIS K5600）へ移行

【2017年12月22日公表・施行】

1. 引用する JIS 規格年度の更新

【2016年1月15日公表・施行】

1. 引用する JIS 規格年度の更新

【2015年7月10日公表・施行】

1. ドアの断熱性能の区分名称の変更及び上位性能区分の追加
2. 引用 JIS 規格の更新

【2015年3月31日公表・施行】

1. 玄関ドア及び玄関扉取付け後の開口寸法の有効幅員の規定の削除

【2014年3月14日公表・施行】

1. 扉交換工法（既存枠が一般枠の場合）に気密材付き扉に交換する工法を追加
2. 気密材を選択構成部品から必須構成部品に変更

【2013年11月29日公表・施行】

1. 施工は有資格者により行われることを追加

【2013年4月30日公表・施行】

1. 引用 JIS 規格の更新

【2012年7月13日公表・施行】

1. 断熱性試験方法の追加
2. 使用する錠前の追加

【2012年3月30日公表・施行】

1. 用語の定義の変更

2. 構成部品の変更
3. ドアの操作性（戸の開閉力）の要求事項の変更
4. 安全性の確保（新聞受の差入れロカカバー及び取出しロカカバーの組立強度）の要求事項を削除
5. 耐久性の確保（新聞受）の耐久性に係る規定を追記

【2009年12月21日公表・施行】

1. 認定基準の分割
2. 「玄関ドア」認定基準からの改正

【2008年10月1日公表・施行】

1. 附則の追記

【2008年4月1日公表・施行】

1. 要求性能の一元化及び建物用途別の種別分け
2. 付加認定基準の充実
3. 構成部品の一部削除
4. <参考> 情報提供上の整理区分の整理・統合

【2006年12月28日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実
2. 評価基準の制定
3. 様式の変更等
4. <参考>資料の記載位置の変更
5. 片面フラッシュ戸の認定対象からの除外
6. 「改修用玄関ドア」基準の付加認定基準(BL-bs基準)への移行
7. 「改修用玄関扉」を付加認定基準に追加

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

1. 施工方法の明確化等の変更

【2004年2月24日施行】

1. 付加認定基準(BL-bs)の制定

【2003年6月2日施行】

1. 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更
2. ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け

【2001年8月10日公表・2001年11月10日施行（2001年10月1日修正）】

1. ホルムアルデヒド対策の範囲について明確化
2. ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行

【2001年8月10日公表・2001年11月10日施行】

1. 防犯性向上のための変更
2. 推奨選択基準「改修用玄関ドア」を追加

【2000年12月20日公表・施行】

1. 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

【2000年10月31日公表・施行】

1. 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更

【1999年4月1日公表・施行】

1. 種別の推奨選択基準化
2. 標準化選択基準の設定
3. ホルムアルデヒドの放散量の規定化